

平成29年12月1日  
住宅局住宅生産課  
住宅瑕疵担保対策室

## 第4回住宅瑕疵保険制度のセーフティネットに関する検討会の開催

12月5日（火）に開催される第4回検討会では、住宅瑕疵担保責任保険法人破綻の事前防止策について検討を行います。

国土交通省では、現在の住宅瑕疵保険制度が、通常は想定されない巨額の保険金支払いリスクや保険法人の破綻リスクに対応できるか点検し、制度の改善策を検討することを目的として、平成29年6月に標記検討会を設置いたしました。

第4回検討会では、住宅瑕疵担保責任保険法人破綻の事前防止策について検討を行います。

1. 日時：平成29年12月5日（火）15：00～17：00
2. 場所：中央合同庁舎2号館国土交通省共用会議室3A・3B  
（千代田区霞が関2-1-3）
3. 委員：別紙のとおり
4. 議事：保険法人破綻の事前防止策について
5. 取材
  - ・会議は非公開とさせていただきますが、カメラ撮りは、冒頭のみ（議事開始まで）可能です。
  - ・カメラ撮りを希望される場合は開始10分前までに会場にお越し下さい。原則として1社につき1名とします。
6. その他
  - ・配付資料・議事概要については、後日、国土交通省ホームページに掲載します。
  - ・これまでの配付資料等については、以下のURLをご参照下さい。  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000135.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000135.html)

### 【問い合わせ先】

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室 企画専門官 野坂、課長補佐 寺島  
電話：03-5253-8111（内線 39454、39415） 夜間直通：03-5253-8942  
FAX：03-5253-1629